

平成29年の地方からの提案に関する対応方針一覧〔H29.12.26閣議決定〕 (埼玉県提案7件)

連番	管理番号	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
1	167	大気汚染防止法による県の情報提供要求権限の拡大	大気汚染防止法に、都道府県についても国と同等に関係行政機関への資料提出の要求等ができる旨を規定すること。	【環境省】 (1)大気汚染防止法(昭43 法97) 都道府県知事が関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して行う資料の提出の要求等(28条2項)については、この法律の目的を達成するために必要と認めるときは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平12法104)に基づく解体等工事の届出の情報についても、同項に基づく要求が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。
2	172	プロフェッショナル人材事業の財源(地方創生推進交付金)の早期交付決定	プロフェッショナル人材事業について、年度当初から切れ目ない事業の実施ができるよう、財源に充てられる地方創生推進交付金の交付決定を早めること。	【内閣府】 (22)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 ()新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。
3	173	県が独自に整備した住宅の「公営住宅」への転用	建設・買取り・借上げに整備手法を限定している公営住宅法等の規定を改正し、特定公共賃貸住宅や、地方公共団体が独自に整備した賃貸住宅や職員住宅など、公営住宅法に基づかずに整備された住宅について、公営住宅法に基づく公営住宅への転用を可能とする。	【総務省、国土交通省】 (3)地方自治法(昭22 法67)及び公営住宅法(昭26 法193) ()地方公共団体が法律又はこれに基づく命令に基づかずに設置し、公営住宅(公営住宅法2条2号)と同様の趣旨、目的において管理を行う住宅(以下「独自住宅」という。)の管理については、指定管理者制度(地方自治法244条の2)に基づき公営住宅法第3章の規定による管理業務(入居者決定(同法25条)、明渡請求(同法29条及び32条)及び収入状況の調査(同法34条)を含む。)と同様の管理業務を指定管理者に行わせることが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 ()独自住宅の建替えについては、地方公共団体における独自住宅の円滑な管理運営に資するよう、借地借家法(平3法90)の規定の適用を受けない公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求(公営住宅法38条)の考え方を踏まえ、地方公共団体が独自住宅に関して条例に同明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の借地借家法の規定との関係及び効果について、地方公共団体に平成29年度中に通知する。

連番	管理番号	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
4	168	国の会計事務に関する受任権限の指定都市への付与	指定都市が国の会計事務について、委任を受けることを可能とし、指定都市に係る国費事務は都道府県を介さないでできるようにする。	<記載なし> 〔参考：財務省回答概要〕 円滑・適正・確実な会計処理のための仕組みであり、会計機関を分散させる改正は国にメリットがない
5	169	市町村土地区画整理事業に係る意見書提出先の市町村長への変更	市町村が施行する土地区画整理事業の事業計画を縦覧した際の意見書の提出先を市町村長とする。 また、市町村長は提出された意見書を市町村都市計画審議会に付議し、当該審議会で審議することとする。	<記載なし> 〔参考：国土交通省回答概要〕 認可権者である県が公正な判断ができるようにするためのもの。支障は審議会の運用改善で解消可能
6	170	浄化槽市町村整備型の交付要件の弾力化	合併処理浄化槽への転換に効果的な浄化槽市町村整備型の交付要件(循環型社会形成推進交付金)について、戸数要件を見直すこと。また、例外規定についても、市町村の事業の進捗に応じた基準設定とすることや、過疎地域自立促進特別措置法等に定める地域について例外とするなど、要件の弾力化を図ること。	<対象外> 「単なる採択基準の引下げである」と整理されたため
7	171	全国旅行業登録業者の情報一括公開	旅行業法に基づき、観光庁や都道府県が登録している旅行業者の登録情報を、一括して観光庁のホームページ等で公開すること。	<対象外> 「国にデータベースの整備を求める提案であり、地方に対する規制緩和に当たらない」と整理されたため

< 参考 >

平成28年の対応方針で、検討し、平成29年中に結論とされていた提案のうち、今回（平成29年）の対応方針に記載された提案

連番	管理番号	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
1	50	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県経由の廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みについて、都道府県を経由しないこととする	【国土交通省】 (16)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38 法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、廃止する。